

第五回 参議院農林委員會會議錄第二十三号

(三七二)

昭和二十四年五月二十日(金曜日)

午後三時十四分開会

本日の会議に付した事件

○地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、輸出食糧品検査所及び輸出農林水産物検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めるの件(内閣送付)

○地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、作物報告事務所の新設に關し承認を求めるの件(内閣送付)

○理事(藤野繁雄君) 只今から農林委員會を開催いたします。本日は輸出食糧品検査所及び輸出農林水産物検査所の支所及び出張所の設置の承認を求める件及び地方自治法第五十六條第四項の規定に基き作物報告事務所の新設に關し承認を求めるの件を議題といたします。

○板野勝次君 議事進行について……この農林委員會は議事散会後再開されるということであつたので、そういうつもりであつたところ、先程石川さんに聞いたら陳情の問題があるのだ。これは是非早く進めて貰いたいということで、一應了承したわけでありまして、他の議案については聞かなかつたので、今後やはり一應議事散会後という事になればその心組みで各委員は活動しますから、やはり正式に休憩を宣告されたらそういうふうなやり方をとつて貰いたい。ただ陳情についてはいろいろ事情を聞いて見ると早く運ぶという必要があつたし、それから大した支障もない。そういうふうに考え

て、私は再開されることに同意したのであるが、こういう提案理由がなされるという事になりますと、これはやはり一應休憩に入る前にやることのできるものは……今は私必ずしも申しませんけれども、できるだけそういうふうにして頂きますと、今後こういうつもりで行動しておつて、いない留守にいろいろ問題が進行しておるといふことになると思ひます。

○理事(藤野繁雄君) 以後注意します。

○政府委員(池田宇右衛門君) 御説明申し上げます。

輸出品取締法に基き輸出農林水産物の検査を行うため、さきに輸出食糧品検査所及び輸出農林水産物検査所をそれぞれ東京に設置し、この三月十五日から輸出検査を実施しているが、検査は輸出港又は生産地で行うことになつてゐるので、検査の都度、一々検査官が出張することは多大の経費と時日を要するので、神戸の外六ヶ所に検査所の支所及び出張所を設け常時検査を行ひ得るようにする必要がありまして、検査所の支所及び出張所を設けることにつきましても、地方自治法第五十六條の規定によつて國会の承認を要する事項となつてゐるので本件を提案します。よろしく御審議の上承認をお願いいたします。

次に地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、作物報告事務所の新設に關し承認を求めるの件につきましても、提案理由の御説明をいたします。作物報告事務所は昭和二十二年四月

各都道府縣に設置せられ、昭和二十二年産の米及び甘藷の收穫高調査より活動を開始いたしました。その後本調査法による科学的調査によつて、主要農作物の作付面積及び收穫高等を推計し、その正確な把握に努めて参つたのでありますが、北海道につきましては從來これを作物報告事務所の管轄の下に調査を進めて参りましたところ、その管轄区域は、他の作物報告事務所に比し、総面積においてはもとより、耕地面積、作付面積及び農家人口等におきましても著るしく大きく、又各種の農業地帯が含まれておりましたので、種々不便が感ぜられておつたのであります。それ故、作物報告事務所の調査がますます精密を要求せられ、府縣單位から郡單位、郡單位から更に市町村單位の數字を要求されて参りました現在、この北海道を數支廳を單位として四地区に分ち、内地農業に最もよく似た道南地帯、札幌、旭川を中心とする水田地帯、帯廣を中心とする畑作地帯、北見を中心とする冷温の特種作地帯としたしまして、その各々の地帯を各一作物報告事務所をして管轄せしめましますことが必要となつて参つたのであります。それ故現在の北海道作物報告事務所を廢止し、これに代えて函館、札幌、帯廣、北見の四作物報告事務所を新設することにつきまして、地方自治法第五十六條第四項の規定により御承認を得たのであります。以上がこの案件を提出した理由であります。何とぞ慎重御審議の上速かに御承認あらんことを切望いたしますのであります。

○理事(藤野繁雄君) 質問があります。

○板野勝次君 妨害するわけじゃないが、聞きたいのです。簡單な問題なんですけれども、一方においては民自党は行政整理で首を切つて、一方においては作つて行く、又作つたけれども首を切る、折角廻された人が實際落着いて仕事する氣にならんと思ふのです。そういう点がね、今まででも何か暫定的に作つて置いてそして役人がそこへ行くとする。そして要らんやうになると明くる日から首を切ると、こういう結果になりはしないかと思ふのですけれども、よく内容は分りませんけれども、そういう点をよく説明して貰いませんと、思ひつきでぼん／＼やられて、そして首を切るときにはもう大根を切るようにぼん／＼やつてしまへば、これじゃ役人はかわいそうだ。

○政府委員(池田宇右衛門君) 只今板野さんの御心配の点も御尤もな点があります。これは御承知のごとく、日本の今後の輸出品に対して相当重きをなしておるやうな關係上、現在提案の理由にも申上げた通り、實際は輸出品を現地において検査するにおいて、東京本省の方々が、常にその都度出張するということとは、極めて時間の上から申しても、無駄であり、又経費の点から申しましても、旅費その他において、多大の不足を來たして参るやうな處れも、あります。その現地に出張所を設けて直ちに帰らずにそこへ駐在して、そして輸出品に対する検査の迅速、又輸出上に対する円滑を図るといふので、御指摘のやうな点に対して決して新設するものでもなければ、又今後直ちにこれを剩員になつたから首切るといふやうなものではなくして、尙輸出物が増加すると共に増員をしなればならぬやうな前途も控えておるやうな実情でありますから、御心配のやうな点はなからうかと、かように思ふ次第であります。御了承を頂きたいと思ふのであります。

○板野勝次君 これは今度の行政整理に伴つて、何か配置転換の性質を持つておるでしょうか、どうでしょうか。

○政府委員(平川守君) 食糧品検査所の方はまだ輸出品取締法が実施せられましてはばかりでありまして、従いまして、現在では東京にあるだけなんです。東京に創設せられませんでした。早々でありまして、現在までのところは出張所がありませんために、その都度係官が現地に出張して検査をしてゐる状態であります。これは元は貿易公園等において現地でやつておつたのであります。検査所の方につきましては、そういうわけでありまして、配置転換といふことではありません。現在は先ず本省だけに設けて、そしていづれは現地に支所を設けなければならぬという運命にあつた。それがたまた／＼今回設置をしたいと、こういうわけでありまして、定員の方は從來の定員のままでございまして。

○政府委員(近藤廣男君) 作報の方につきましては、最初に御質問の点、殖

やして首切ることにはなりませんかという点につきましては、今年の一月に約一万二千人ばかり殖やしたのでありますが、そのまだ全部が充員しないうちに二割削減ということになりましたから、事実上は予定した程の殖やし方ができなかったという形で、これは定員法に載つたわけでありまして、それから二番目の御質問になりました点、どういふ意味があるかとおつしやいました点、結果的にみると転換ということになったと思ひます。それは農地委員会の書記が大体各町村一人くらいでありましたが、それが一人減らすという問題が起りました。丁度同じ時期に作物報告事務所の仕事として、町村単位の数字の推計をしなければならぬ。その要員が沢山要るということで、数は多少の喰ひ違ひがありますけれども、ほぼ同じくらいの人を殖やしたことになります。ただ勤務地の都合などがありまして、各町村一人ずつ減らして、全部作報に移したということにはなりません。約五千八百人ばかり希望した人は探ることになりましたので、結果的に見ましては転換というようになつておるかと思ひます。

○岡村文四郎君 この輸出の農林産、水産物の検査は、これは大体永久に近しい必要があると思ひますが、この点は異論も何もないのでありますが、実は作物報告事務所の出張所が、こういう地区に一体作物報告事務所の出張所として設ける、そういう無駄なことを考えないで、食糧事務所の出張所があるの、これを併せると又相当費用が要すると思ひます。それで兼ねても結構と思ひますので、そういうことをしなくともいいと思ひます。

○政府委員(近藤康男君) 兼ねておつしやいますのは、何と何を兼ねるのでしょうか。

○岡村文四郎君 いや、北海道ですね、函館、札幌、帯広、北見、ちやんとそこには食糧事務所の出張所がございまして、これを分離すると所長が要りますよ。そういうことではないに、これは永久のものではないと思ひます。今のところ反別の調査もしておりますから、出張所でありまして、まさかこういうようなことにしないで結構なもので、食糧事務所の出張所でもちやんとできることなから、今殖やすと又首切りの心配も起きますよ、僕らも遠からず止めて貰おうと思つておる。今までは土地の調査のために作られておるから黙認しておる、これがはつきりしたものができれば、これはそんなものを置かなくても結構なんです。食糧事務所が沢山あつて、すでに現在こうしておるから、そんなものを置かなくても、現在のものでもできると思ひます。

○政府委員(近藤康男君) 食糧事情その他が変つて参りますれば、別でありますから、只今の場合は食糧を集めるということと調査をするということとは、別個の責任でやりますと、本當の数字が華らないというところで沢山の事務所が設置されたわけですね。その点は御承認頂けると思ひます。北海道につきましては、先程の提案理由の説明にもありましたように、余りに大き過ぎるので、それで一々現在の作報から参りますと、非常に金がかかり時間がかかる、そのために予定した実際の調査ができなくなる、誤差が多くなる、こういうことになりましてからして、大抵各府縣と同じくらいの大きさにした

ということ、調査の技術的な理由から四つに分けたというわけでありまして、食糧事情が變つて参りますれば、これは又別個の問題が起ると思ひます。

○岡村文四郎君 そうすると、この所長を別に四人置くのですか。

○政府委員(近藤康男君) そうでございまして。この点につきましては、人は農林省で今の定員法で一本で決められておるんですが、その配置をするわけですね。四十六人でなくて四十九人の所長が要る。この際ちよつと附加えて置きたいことは、作物報告事務所というものの所長は、これは我々全く調査のエキスパートと考えております。ただ事務を執る人というふうには考えておりません。庶務課長などは事務を執る人だと思ひますけれども、調査所長の方は調査のエキスパートであつて、小數推算、小數統計の理論などを十分に理解して実際の調査を担当する人というふうなことを考えておるものであります。これが三人殖えますということは、決して経費が非常に殖えるということにはならないと思つております。本當に地元の調査をする場所に近いところにある事務所を置いて調査をするということの方が、遙かに合理的であらうと思ひます。

○岡村文四郎君 実情を御存じにならないのでしようが、北海道の食糧事務所の各支所にずつとおる所長はなかなか皆エキスパートです。その人々は細かい数字でも反別のことも食糧事情でも何でもやつておるのですから、それを無視して別に新らしいものを殖える、そういうことばかり考へるといふことは非常にいかんと思ひます。そ

れで適當な人を置くことも必要なのでしようが、今の所長はどの所長でもしつかりしておる。だから統計を集めたものも、検査をして出て来るものも、作物の状況も、土地の状況も知つておらなければ所長にならない。だからそれを特に今替えて置いて首の問題にするのは……こういうものを作るのは合理的かどうか。

○政府委員(近藤康男君) エキスパートという意味は作物のことをよく知つておる、面積の事情が、この縣はどうかという事情だということをよく知つておるということだけではないで、我々の方で例へば面積の調査などをしていまして、今までの調査の仕方は、農家の申告というのを先ず基礎にして、それで算盤を入れるということが主な仕事であつたわけでありまして、それを元にはしますけれども、どれだけの申告においては内輪の申告がある、脱漏するものがどれだけあるかというやうなことを、实地調査をいたしまして、ただ实地調査だけでなく、ではどれだけの实地調査をどういふ方法でやつたら、どういふ推計をして、どれだけの範囲の誤差の推計ができるかというやうなことをやるのが統計上のエキスパートであります。作物のことを知つておるということだけでは、調査の方では完璧ではないのであります。そういう意味でエキスパートというものが必要であります。そういうふうな人を所長に置くということが必要でございまして、食糧事務所との関係は、これはやはりこういう時期でありますから、正確な調査をするという必要から考えますと、どうしても責任を任ずという意味で、國の直營の機關がこれを集める

ということとは別個に調査をするという必要があつて、この制度を持つ、それは御承認を頂かなければならないと思ひます。

○池田恒雄君 作報のこととございまして、農地委員会の書記を作報の方に廻すという話でございまして、つまり農地委員会の書記が余りますから、それを作報のどこかに持つて行くという配置転換は、これは非常に適切な措置だと思ひます。農地委員会の書記を配置転換することについては、私は何も疑問がないのでありますけれども、問題は作報の人の問題であります。作報に人を入れる場合、農地委員会の書記というやうな経歴の人は適當なんでしょうか。その点は少し疑問があると思ひます。

○政府委員(近藤康男君) 作報の調査を担当するものとして、農地委員会の書記という経歴を持つものが適當と思ひます。どうかという御質問かと思ひますが、これは人のことでありますからして、皆がよいとか皆が悪いということには無論言ふことはできないと思ひますが、概していい。農地委員会の仕事をされた人は非常にまじめな仕事をやられておる。殊にあの仕事を著手するときに、農地調査というのを言ひ付かつて、自分の事務をする上に必要な資料を整えられた経験があるわけですね。そういう意味で私は農地委員会から移つて来る人は概してあの仕事に適した人であらうと思つておりますし、又実際に移つた人を見まして、我々の聞いておるよりいい人が大勢おる。地位の関係は高い人はありませんけれども、よかつたということと比較的多く聞いておりますからして、私は間違ひ

○池田恒雄君 作報というのは新らしい役所でございますが、今までは作報というものはないから、そこには人はおらなかつたわけです。作報を作つてから人を入れたわけでございますが、どこから人を持つて來て入れたのですか。

○政府委員(近藤康男君) 丁度終戦後、間もなくのことでありますからして、いろ／＼な方からお願ひをして作報の陣容を整えたわけですが、地方の所長になるような人は一番多くは試験所関係をやつていたので、それから縣の農地課あたりの仕事をやつておられた人が若干あつたと思います。それから食糧事務所の関係の方、むしろ食糧事務所の方が第二位かも知れません。そういう人が所長のような位地に來た人には多いかと存じます。それからそれ以下の人、それで五ヶ町村に一ヶ所くらしい割合で事務所があります。そういう所における人はいろんな人がおりますが、特に外の役所と比べて若千目につきますことは、引揚の方で入つておる人が可なり多いようであります。そういう点でまあ経歴から申しますと、いろ／＼な人が集まつておると言わなければならんと思いますが、ただ私はどこの役所にもその家風というものがある筈だ、作報というのは厳正な調査をするということを早く家風にしなければならんということをいろいろな機会に申しているのであります。比較的これは歴史は短かいのでありますけれども、一つの性格を持つようになりつつあるのじやないかと私は思います。

る人々は、相当作報の人としては適切な経歴を持つている、こういうふうには私は考えるのでありますが、ところが作報の調査と申しますか、報告と申しますか、こういうものに対して農民は相當の疑問を持つてゐるわけであります。特に私、作報というものは一体何であるか分らなかつたのですが、ずつ

と前に予算委員会のように、作報といふものはどういふものですかと聞いたわけでは、まだはつきりでき上つたわけでもありませんというようなときだつたのですが、その後いろいろ／＼実際に作報が事務所を設けて動いているわけでもあります。それを見ますと、まあ作報の方々の言ひ分は、政治といふもののに全然禍いされない、全く技術的にやつて行くのだ、こういうことなんです。統計といふものは是非共そうあらねばならないものですから、作報の調査もそういう立場をとるのが当然だと思います。果して政治に禍いされていないかという点、どうもその点は疑問がある。結局作報の人が素人のためにそうなるのじやないかと考えたのですが、今の局長の説明では、作報の方々は決して素人じやない、相当の玄人のように見えますが、どうしてあひうように農民の信頼がなかつたり、政治的に禍いされると見られるのでしょうか。

○政府委員（近藤康男君） 農民が、作報の調査が始まつて、そのために供出が重くなつてゐるというような感じが持つてゐる農家が相当あるということでは、私も十分承知いたしてゐるのであります。それは私は二つのことを考え、必要があるかと思うのであります。

分算盤を入れさえすれば統計ができる
という段階ならば、これは町村ができ、
郡ができ、府縣ができるのでありま
す。何分その申告だけでは済まない。
実測をして推計をするということであ
りますから、どれを実測するかによつ
て、どの程度の正確さを持った推計を
するということが決まるわけであります。

す。そこで手が足りない、金が足りないといふときには、縣單位なら先ず聞かないといふ数字が最初に出る。そういうことですと縣の枠は決まつた、これを町村におろすのに縣の方は非常な困るということで、町村單位の数字を是非作らなければならぬということでやかましかつたのが、今度の増員を実現したわけであります。農民にいろいろの声の起ります理由は、そういう縣單位、それから今年の定員が殖えて町村單位ができましたも、更に今度個人に行くときには又不公平が起るわけがあります。殊に大きな枠しか決まらなないときには、その中で又不公平が起るのであります。そこでこういうつまり正確度が……十分な調査ができない。殊に大きな單位の推計しかできないといふところ、一つの声があつたと思う。ただ併し一方から、ではすべての農民がみんな困ると言つていいのかといふと、決して私はそうでないと思ひます。それは一つの例を申上げれば御了解頂けると思ひますが、例えば去年の麦の調査などにつきまして、申告の面積だけ限つて、漸く面積の申告と、それを基にして実測をして推計をいたしました各府縣の間の数字を比較して見ますと、縣によつて内輪になつておつ

であるとか、私の記憶では大阪府であるとか、そういうようなむしろ有力な府縣だと私は思いますが、そういう府縣は非常に内輪になつてゐる程度が多かつた。恐らく今までの統計もそれは強く引かれてゐるだろうと想像されます。ところがそうでない縣におきましては、その程度がずつと違ひ、縣に

よりますと、却つて申告よりも、差
測した結果、もつと減らさなければなら
ないといふ縣も一、二出たおつたので
あります。そういうようなことで、農
民の困るという声が起りましたのは、
すべての農民、すべての地方で起つて
いるのではないと思ひます。あの趣旨を
徹底して行けば、公平という点では、
すべての農民が了承して呉れるだらう
と私は思ひます。

○池田恒雄君 重ねて甚だ失礼です
が、今日のいろいろの關係では、作報
の調査成績というものが、農民の供米
と、もう一つは税金に對して非常に重
大な關係があるわけにあります。殊に
税金なんか、結局証拠争ひになるかと
思ひますが、そうするとやはり第三者
的な立場にある調査成績を以て争わな
ければならぬということになるわけで
あります。そうなりますと、結局どれ
を取るかということになりますと、結
局作報のやつを取らうということにな
るわけがあります。ですから税金の問
題なんかについては決定的なものにな
る。非常に重要だと思ふのでありま
す。それだけに農民の関心は作報に對
して向けられている、こういうことに
なるわけがあります。ところが私共い
ろいろ作報に關する事情を見て参りま

ます。というのは、第一に問題になるのは、農林省なら農林省が本年度三千万石なら三千万石供出をさせる、そうしてどの縣には何十万石割当てるといふことになる、作報はどうも農林省の割当てた数字に合せて作柄を作るといふふうに、こういうふうに皆から言われている。これは私自分で調査した

こともないし、それが嘘か本当かということの証拠の握りようがない。だからそうだと私は言いかねるのでありますが、皆そう言う。いろ／＼な関係を見ますと、そうらしく見える。そうすると作報というのは、農林省の割当を合理化するために、そういう道具として存在する、一つはこういうことにならるわけであります。こういう例が一つあるわけであります。これは私が或る郡に参りまして、この郡は非常に供米が苦しくていろ／＼な問題を起しているのであります、ところがこの郡の作報の所長が、技術者でないようなことを言っている。これは皆そう言うのだから、本当だと思いますが、今まで作柄というものは非常に低く見ておつたのだ。それは米價が安いから、多少農民に対して闇賣りをさせて、米價をそこで補助をするというようにすること、これは政策的に行われておつたので、ところが今度は九原則等もありまして、それで闇は徹底的に追放しなければならん、それで正直に今度は作柄を見ることになつた。で、今度闇と云うものをなくして行くのだ、こういうようなことを言うて、そうして今年の作柄が高いというのは、そういうわけもある。まるでそういうように総理

大臣みたいなことを言うて威張つてい
る所長がいる(笑聲) こういうわけ
あります。これは私は技術者というの
は、何も政府が闇米を賣るようにな
らねばならぬ、常に正確であらねばな
らないと思ひます。ところが政策に支
配されて、或る時はこういうような見
方をやる、或る時はああいうような見
方をやる、或る時は何でもないと思ひま
す。よくいろいろ聞いて見ると、技術
者とは一体何であるかというような、
そういうことを理解してない人が相
當作報の中にいるように見られるので
あります。私も百姓をしているから、
作物の見方も分るのですが、私にたい
に作物を当てられないような人が相当
いるように見られます。こういうこと
はおかしいと思ひます。

もう一つは、作報というものは政府
機関として一郡に三ヶ所なり四ヶ所な
るわけでありまして、そういうふうで
あります。地方的に今までの統計は政
治的に支配されておりますから、こ
こでこぼれてあります。それを基調とし
て供米をさせますと、或る縣は重かつ
た、或る縣は軽かつた、或る村は重く
て、或る村は軽かつたというところにな
るわけでありまして、作報というものは
まあ三年間も仕事をして来たならばこ
の平衡が取れるものだと思ひます。こ
ろが少しも取れておりません。そうす
ると何のために一体地方に作報という
の機関をあつたに末端まで流して
置く必要があるか、こういうふうには
私は考えられるのであります。それか
ら災害がいつでも補正の問題になりま
すが、災害があつたかつかつたとい

うことは、供米を負けるか、負けない
かということについて重大な問題であ
ります。若し災害があつたということ
がはつきりしておれば、この場合は政
府としても縣廳としても供出を減らさ
なければならぬわけですが、その場合そ
の災害があつたかつかつたか、或いはその
程度、こういうものを証明するには、
やはり第三者的な作報であらねばなら
ない。ところが作報はそういう重要な
任務を持つておりながら、こういう争
い、いわゆる補正上の争いを解決する
ような權威あることをやつておらな
い。併し作報があつたら作報の調査に
よつて、これはこれだけ減收した、は
つきりと減收したならば、減收した
だけは供米は減らす。それから増收した
ことははつきりすれば超過供出を命
ずるとか、或いは懇請するとかいう方
法をお探りになつたかと思ひますが、
作報があれながら、作報が權威
があると云いながら、ちつともそんな
ことは行なわれない。私はこういうよ
うな点からどうも作報というものの対
して非常な疑問を持つておるんです。

○政府委員(池田宇右衛門君) 只今池
田さんの御指摘のように、全く作報の
報告によつては非常に農民に及ぼす影
響が大きいのでありまして、作報とい
うことは、事務官より技術官を主
として任命したの、御指摘のよう
な政策をそのまま取入れることを排除す
るためにやつたのであります。そこで
技術官は御指摘の通り厳然として地方
の作物及び農耕地の事情等を、又天災
地震による災害等によりまして生ずる
損害に対しては、これを公平に適切に
報告いたしまして、それを公平に適切に
策を取らなければなりません。御指摘

のようないことが今後尚行なわれるとい
うようなことがありましたら、こ
れは嚴重にそれを通じまして十分
にそういう政策方面に動かされるよう
なことをないよう取締る考えでござ
います。さう御了承を願ひたいと思
ひます。

○池田恒雄君 重ねて恐縮であります
が、実は専門的な点を局長にお伺いし
ようと思つたんですが、次官から折角
答弁して頂きましたから、この際今度
は次官に一應申し上げたいと思ひます
が、作報は今のような状態であれば、
なくともいいという農家の声を
率直に申し上げたいのであります。併
し折角作報はあるんです、農林當局
の言う通りこれを動かして行く、こ
ういふものであるならば、これはあつて
活用した方がいいと思ひますが、供
米、税金と私は先程指摘しましたが、
供米、税金というような臨時的な問題
よりも、更に農業計画というやうなも
のを今後やつて行くには、是非とも作
報のやうな機関があつて、これを活用
されたならば、非常に農業計画とい
うものが立つて行くのではないかと
思ひます。併しそういうやうな至急農業計画
に役立たしめるやうな作報であらしめ
るためには、私は作報というものはど
うせいいものにするなら、もつと充
實した方がいいと思ひます。中途半端のものを
ぶら下げて、人に迷惑を掛けたい方が
よいと思ひます。喜ばれような作報にす
る。差当つて作報の職員が方々から寄
せ集められたことは事実である。これ
は局長も作報の家風というのを先程
も言われたが、政治に煩わされたい純
然たる技術機関であるという家風を早
く作つて、そうしてそのためには技術

者の教育なり設備をするとか、そうい
うことをどん／＼やらなければならん
と思ひます。ところが作報の
人達は果してみずからそういう勉強を
しておるか、或いは農林當局はそうい
う勉強をさせておるか。これは
この際政務次官からお伺いし、且つ政
務次官は一つ任期中にそれだけのこ
とをやつて喜ばれる作報を作られるかど
うか。作らなければ止めた方がよいと
いうふうにお伺ひます。

○政府委員(池田宇右衛門君) 誠に御
指摘の通りでありまして、定員法にこ
の方面についても定められてまして、残
つた定員に對しましては十分に修養と
講習を通じてまして、農業経営に對
し、又日本農業の今後、農民の安心す
る、又信頼できる作報の事務を執らせ
るやうにしたいと思ひます。その点に
ついては局長においても十分に研究い
たしまして、御指摘のやうな作報とし
ての任務を全うする方法を取るべくい
たしたいと思ひます。尙私の任期は御
承知のごとく議會においでどう変るか
分りませんけれども、御指摘のやうな
ことがありましたら、十分に後継者に
これを継承して貰つて、これを実現す
るやうに引継ぐ覚悟、又引継ぐことを
いたしたい、こう思ひますのでありま
す。

○板野勝次君 私は三ヶ所輸出食糧品
の検査所の支所、出張所の設置につ
いてお尋ねしたいのですが、第一の点
は、神戸外六ヶ所に設ける検査所の支
所及び出張所はどこ／＼に置くのかと
いうこと、それから若し置くとする
ならば、予算は一体どうなつておる
か、これが第二。第三は支所及び出張
所を置かなければならぬ程の事業分量

があるのかどうかという点、それは各
設置予定の支所及び出張所に輸出農
林水産物の検査、輸出食糧品の検査を
行なつておるものの品種とそうして輸
出時期と、その事業分量、こういうた
やうなものが明かにされないと、この
支所、出張所の設置に承認を與えてよ
いのか悪いのかという根拠が明かにな
らないので、その三点について御説明
願ひたい。

○政府委員(平川守君) お手許に資料
がお配りしてあると思ひますのであり
ますが、場所につきましては確かここにお
配りしてあると思ひますが、輸出食糧
品の検査所の方はその書類があります
から……

○板野勝次君 ありました。今分りま
した。

○政府委員(平川守君) ここにありま
すやうな場所に、その下に取扱い品目
が書いてございまして、静岡支所にお
いては茶、繭詰、みかん、神戸支所にお
いては農水産物、食料品一般、小樽支
所においては水産物、たまねぎとい
うやうな主な取扱品目が書いてござ
います。大体こういうやうな種類のも
のを取扱うのでありまして、取扱品の
分量といたしましては、これはちよつ
と何と申しますか、これだけの検査の
対象となる品物といたしましては、非
常に大きなものでありまして、昨年あ
たりのこれらの対象になります品目の
輸出は、仮に價格で見ても参ります
と、確か五十億くらい、金額に見積り
ましてそのくらゐになる。但し検査の
方法は抽出的な検査でありますから、
一應これだけの事業で随時抜的的に
検査をするということになるわけであ
ります。取扱品の品目の全体の分量と

いたしましては、さように昨年度にお
きましては、数十億の金額に上るような
品物が検査されております。それから
予算につきましては、はつきり覚えま
せんが、確か百万円見当の予算があり
まして、これは先程申し上げたよう
に、これだけの定員は予算と共に現在
決まっているものであります。それを
現在は全部東京に置くことになつてい
る。これを従来公園が扱つておりまし
たような場所に置いて、出張等をいた
しませんが、検査ができるようにするた
めに、こういう出張所を置くことにな
つておるわけであります。それでよろ
しうございませう。

○板野勝次君 事業の分量から聞いておるのです。そうして輸出の時期と関連して、果して出張して事が済むものか済まないものかということについては、輸出の時期がある。それから集荷されておる物の検査の方法等によつて、例えば一定期間で済むものならば、そこに出張所をお置きになる必要がない。そういう時期的な問題があると思います。金額ではちよつと分らんとする。

○政府委員(平川守君) つまり検査の方法は輸出検査法の建前上、こういうことになつておるわけであります。輸出しようとするものはその輸出品に対して一定の規格のレッテルを貼つてしなければならぬ。その規格が一定の手続によつて政府の決めました規格に合致しておるかどうかが、その品物の内容とその貼つた証紙とが政府の決めた規格通りにやつておるかどうかということ、抽出的に検査する。でありますから、その取扱の分量は輸出されるものの全体を一々やるわけでありま

せんで、この程度の人数でできる範圍のことを抽的に検査して行く。こういうことになるわけでありませう。その從來やりました取扱件数等については、資料は差上げておりませんでした。が……。従つて、どのくらいの検査数がこの検査所で取扱うかということとは、ちよつと見通しになるわけでありませうが、この昨年取扱いました、これは公團等で取扱つたわけでありませうが、その検査の数量と件数というものの資料がございませうから、これを若しお配りしておりませうでしたならば、お配りしても結構でございませう。それから時期的には、物によりまして季節的なものもここに挙げたようにございませうが、年間を通じて概ねこれで仕事は大体、時期によつて物は變りますけれども、仕事は大体こういうふうにあるだろうというふうなものを分配いたして、そういう場面に、いろ／＼な種類のものがある間を通じて比較的集まるような場所を選んで、そこに出張所を設けることにいたすわけでありませう。

○板野勝次君　只今の説明から行きますと、七ヶ所も設けるのに百万円の予算と申しましたら、これは到底……予算外に何らかのものがなければ、出張所を置き得るとは現在の状態では何としても常識的にも考えられない。幾分これは、そこに置くことによつて何らか別のことが意圖されておるんじやないかというふうにも疑いたくなるのです。どうも今の予算の件つておるかどうかという点が、僅か百万円ではこゝへ置くという理由には、今置かなければならないという理由が出て来んように思ふ。

それから今の局長の説明によりませう

と、規格のレッテルを貼るんだという話ですけれども、これらは検査して行つて、集荷されたものの中から恐らく抜取検査が嚴格に行われるかどうかと、いうことは別といたしましても、これがよいということになれば、これは他の労働者等によつてレッテル等が貼られるに違ひないのだと思うのであります。それから季節的になされるものならば臨時にやればよいので、そこに常駐しておれば、勢いいろいろな弊害が起つて来る。従つていつも、毎日々々これは輸出されるのじやなくして、一定の期間を限つてなされるのに相違ない。そうするとどこには何回出張しておつたといふその出張度数から見て出張しておる人件費よりも、常駐することにによつて経費がこれだけ削減できるというような、少くとも計画性を持つておられる必要があると思うのであります。が、只今のところでは、そういう便宜的なことをお考えになつておられるので、むしろ検査の厳正を維持するためには、東京にあつて随時必要な場合に出て行くだけで事は足りるのであります。ずつと常駐することによつて、いろいろな情実に流れ易い。而もそれが不斷に検査が行われるために、往き來をするのが多く殆んど現地に行つてゐる、こういう状態であるかどうか。そういう点のはつきりされないかと、恐らく熱心に検査のことについてお考えになられる農林委員の諸君にしても納得がつかかねるのではないか、こういうふうに思われます。若し今日そういうことが具体的ににお分りにならないのならば、そういう納得できるような資料を出して貰いたいと思ひます。

○政府委員(平川守君) この取扱いの件数につきましては、資料が若し参つておられなければ、お配りするようにいたします。それから予算の点につきましては、私非常にはつきりせずに申し上げますので、今係りを呼んでおりますから、それによつて申し上げます。それから常時検査の事務があるかどうかで、これは主として大体輸出港にあるわけでありまして、品物は大体ここに集まつて来るわけでありまして。そういう関係で従来ともこの地方の産物がこの辺に集まつて参りまして、その関係で公團等において、これは検査の趣旨は國營検査でありませんが、検査をやつておつた実質上、貿易公團等において差向き検査というふうなことをやつておつた。實際上これらの場所におきまして、この程度の人々がやつておつた仕事を國營に代へまして、従つて可能なところから引き継いだ人もあるわけでありまして。従来の実績から見まして、これだけの輸出港には、大体この程度の人々が検査をするに適當な程度の品物が集つて來ておつたわけでありまして。それを一々東京から九州までも出て行くというような方法を講じておりますのが現状なのでありまして、これは予算面からのみならず、実際の仕事の方から申しましても非常に不自由でありまして、私共は実はこのの検査を実施いたします検査所を設置しますときに、当然この程度の出張所は要るであらうという想定で出発しました。取扱件数等については明確なる資料では、今全体の件数はございまして、各出張所別の細かい件数というふうなことはつきりしておりません。

が、大体の……只今その資料をお配りいたします。

予算の点につきまして大変大きなミスをいたしましたので失礼いたしました。先程百万円程度と申しましたのは、予備金で取りましたのが百万円程度でございまして、二十四年度の本予算におきましては約二千三百万円程計上いたしております。

○板野勝次君　それで、例えば花菱等につきましては考えて見ましても、或いは「たまねぎ」等にしましても、或いは又繻詰等につきましても、一定の時期があるのであつて、その一定の時期に加工され、製造され、集荷されて來れば、それが例えば一ヶ年を通じて、一ヶ月幾らであるかは、予測はつかないにしても、これがふんだんに生産されて行くというものと、農産物の場合はその收穫の時期等があるので、どうしてもこれは季節的にある一定の限度に限られておるのぢやないかということも予想されるわけだ。東京から九州の方へ行くか行かないか、役人が九州へ行こうと、北海道へ行こうと、日本の領土内に旅行することを願ふ役人は、それは公僕として本当の任務を果すものではないと思う。日本の領土ならばどこへでも必要があれば出て行くということは、役人としての使命だと思ふ。そこで具体的資料がないのならば、他の問題もあるようですから、この問題は委員長に適當に計らつて貰つて明日にでも審議して、今の資料ではそういう形にし貰つた方が他の人が……

○政府委員(平川守君)　只今全体の取扱いの実績等につきましては、資料をお配りいたしますが、それから地方に

出掛けて行くのも、役人が出掛けて行くのがいやだという意味では決してありません。ただそういうことに時間をとられまして、無駄に行つたり来たりするということを避けたらいいことではないかと。それから時間的な繁閑の点につきましては、ここに上げてありますものは可なり少い人数でございます。であります。この程度の極く僅かの数名の人数が一ヶ所におけるわけでありまして、この程度の者が、フルに働く程度の品物は、これらの港には常時出て来ておるわけでありまして。ただ特に例へば静岡方面において「みかん」が特に忙しいというような、こういうふうな忙がしい場合につきましては、若干の補助員を臨時に雇い入れるというふうなことも、予算には一應見ておるわけでありまして。これは全く臨時の手助けのことになるわけでありまして。そういうことで非常に特に忙しい場合に補いつける。原則としてこの程度の数名の人が常時働く程度のもので、これらの相当の輸出入港でありますから、品物は常に出ておる、集つておるといふことに考へておるわけであり

ます。

○岡村文四郎君 統計局長にお伺いしたいと思つておりますが、私は所長は食糧事務所の出張所でもいいのじやないかというところをお話申し上げましたが、これは予算が全然違うから、それにこだわつておると思つております。それで非常に重要な調査であるからエキスパートでなければ駄目だということをお申されておりましたが、私は全然考へが違つたのです。人のことをお聞きしますと、村で農地調整委員会の人

がつておるようだから、それを採用したいという話をされておる。私は働けるエキスパートが非常に必要なんです、所長なんというものはそう／＼エキスパートでなくても、よくものが分つて、人を使うのが上手ならそれでいいと思う。今の調整委員会の余つた職員などはエキスパートではあります。これではどうなるか、こう思ふのです。が、我々非常によく知つておるところでも現在が／＼やつておる、ところがその報告については池田君が言つたと同じようなことが沢山あるが、それはそれでいい。あなたの期待しておるような調査ができるか、所長もエキスパートならば結構だが、加賀君に聞くところ、こういう場所に向くような人がおるやうで、お使いになるのは結構ですが、本場に働く者は役所でも同じでしょうが、局長さんは余りエキスパートでなくとも、下の二級官、三級官の者がちやんと働けばそれでいい。あなたのお考えは反対で、所長はエキスパートであるが、下の者はなつておらん。こういうことでは折角の仕事が目的を達せられるか、どうなるでしょう。

○政府委員(近藤康男君) 食糧事務所長が、所長を兼ねることができないかというふうな御意見と思ひますが、これは……

○岡村文四郎君 それは駄目だと言ふからいいです。エキスパートが必要だというから所長がエキスパートでも、下の者が農地調整委員会の職員が余つておる、それを使うというのでは、エキスパートでない所長はエキスパートでなくとも結構だが、下の者がエキスパートなら仕事は満足に行く。

○政府委員(近藤康男君) 具体的な人は、こういう新しい仕事でありますから、そんなに願つたり、適つたり、エキスパートが沢山あるわけでありません。そこで先程もお話がありましたように、訓練してエキスパートを段々育て上げようということでもちやならんと思ひます。ただその場合の考え方といひましては、私がいつも考へておりますことは、この作柄を見るにいたしまして、或いは面積を算出したすにいたしまして、成るべく簡単な方法で、まじめにやりさえすれば間違いないことができるという方法をとられることが、統計調査事務の本筋だと思ふ。長い経験があり、特別な勘がある人でなければ、本場の調査ができない、昔から作柄を見ますのに経験があつて、自分が見れば一斗くらの誤差で見当つけるといふ人がありますけれども、そういう非常に勘のいい人も無論ありますけれども、そういう勘に頼つた調査でなくとも、まじめにやりさえすればちゃんとした推計ができるという方法を確立することが必要だと思ひます。そういう方法を確立することは、中央の我々の任務であります。それを受け継いでやつて呉れる人が作報の所長であります。私は末端の本当に畑へ出て、テープを張つたり、或いは坪刈をした、或いは予想調査のときには粒数の計算等をいたしますけれども、そういうことは最高の所長より、もつと下の人が、これはまじめな性格を持つた、そういう人ならば誰でもいいというふうな、早くになりたいと思つておるわけでありまして。そういう意味で私は、農地委員会の人を使つたら割合にいい仕事をやつて呉れるというふうに見ておるのであります。

○理事(藤野繁雄君) これはまだ予備審査でありますから、このくらいのことでは止めたいと思ひます。これにて散会いたします。

午後四時十九分散会
出席者は左の通り。

理事 石川 準吉君
委員 藤野 繁雄君
大島 豊夫雄君
門田 定藏君
北村 一男君
柴田 政次君
星 一君
赤澤 與仁君
加賀 操君
徳川 宗敬君
板野 勝次君
池田 恒雄君
岡井 淳一君
岡村文四郎君

政府委員
農林事務次官 池田 宇右衛門君
(農林事務官) 平川 守君
(総務局長) 守君
農林事務官 近藤 康男君
(統計調査局長)

五月十九日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、酪農振興臨時措置法案(衆)

酪農振興臨時措置法案
酪農振興臨時措置法案

(この法律の目的)

第一條 この法律は、主要食糧農産物の生産及び供出との合理的調整を図りつつ公正且つ計画的に原料牛乳及び飼料作物の生産を確保し、れん粉乳製造業者等の登録制を実施し、且

つ原料牛乳の取引関係の調整を図り、もつて酪農の健全な発達を期することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「原料牛乳」とは、加工又は処理を施さない搾乳したままの牛乳をいい「飲用牛乳」とは、原料牛乳を処理して飲用に適するようにしたものをいい「れん粉乳」とは、れん粉、粉乳その他農林大臣の指定する乳製品をいう。

2 この法律において「生産計画」とは、原料牛乳の生産数量、生産者保有数量若しくは供出数量、飼料作物の生産数量又はこれらの生産に必要な飼料(農林大臣の指定する飼料作物の種子を含む。以下同じ)若しくは肥料等の配給数量等に関する計画をいう。

3 この法律において「生産者」とは、原料牛乳の生産を行う者をいう。

(酪農地域の指定)

第三條 農林大臣は、原料牛乳の計画的生産を確保するために必要があると認めるときは、酪農振興委員会及び関係都道府県知事の意見をきいて、酪農地域を指定することができる。

2 前項の指定は、告示とする。

(生産者の生産計画の提出)

第四條 前條の酪農地域内に住所を有する生産者は、生産計画を定め、市町村長の定める期日までに、これを市町村長に提出しなければならない。

(市町村長の生産計画の提出)

第五條 市町村長は、前條の生産計画を受理したときは、食糧確保臨時措

置法（昭和二十三年法律第百八十二号）に規定する市町村農産調整委員会の意見をきいて、当該市町村の生産計画を定め、都道府県知事の定める期日までに、これを都道府県知事に提出しなければならない。

（都道府県知事生産計画の提出）

第六條 都道府県知事は、前條の生産計画を受理したときは、食糧確保臨時措置法に規定する都道府県農産調整委員会の意見をきいて、当該都道府県の生産計画を定め、農林大臣の定める期日までに、これを農林大臣に提出しなければならない。

（農林大臣の生産計画の決定）

第七條 農林大臣は、前條の生産計画を受理したときは、略農産審議会の意見をきいて生産計画及びその実施に關し必要な事項を決定し、これを公表しなければならない。

2 政府は、牛乳及び乳製品の生産を確保するため必要な奨励措置を定め、これを公表する。

3 政府は、牛乳及び乳製品の生産を確保するため必要な資金の融通について計画を定め、その実施に關し必要な措置を講ずる。

4 主務大臣は、飼料その他牛乳及び乳製品の生産に必要な物の生産、配給又は輸送の業務を営む者に対し、これらの物の供給を確保するため必要な事項を指示することができる。

（農林大臣の生産計画の指示）

第八條 農林大臣は、食糧確保臨時措置法第三條第一項の規定により都道府県別の農産計画及びその実施に關し必要な事項を定めるときは、第二條第二項に規定する事項については、前條第一項の規定により決定さ

れた生産計画及びその実施に關し必要な事項によらなければならない。

（原料牛乳の賣渡義務）

第九條 酪農地域内に住所を有する生産者は、賣渡の時期その他賣渡に關し必要な事項について農林大臣の定めるところにより、その生産した原料牛乳を第十條第一項の規定により登録を受けたれん粉乳製造業者若しくは飲用牛乳処理業者又は生産者の組織する団体に賣り渡さなければならない。

2 前項の規定により賣り渡すべき原料牛乳の数量は、食糧確保臨時措置法第七條第一項の規定による指示に係る農産計画において定められた原料牛乳の供出数量（同法第八條第二項又は第四項において準用する同法第七條第一項による変更の指示があつた場合においては、その変更後における供出数量）とする。

3 第一項に規定する団体は、同項の規定により買ひ受けた原料牛乳を第十條第一項の規定により登録を受けたれん粉乳製造業者又は飲用牛乳処理業者に賣り渡さなければならない。

（れん粉乳製造業者等の登録）
第十條 酪農地域内に住所を有する生産者又はその組織する団体から原料牛乳を買ひ受けてれん粉乳の製造又は飲用牛乳の処理を業としようとする者は、その工業又は事業場ごとに五千円をこえない範囲内において省令で定める額の手数料を納めて、農林大臣の登録を受けなければならない。

2 農林大臣は、前項の規定による登録の申請があつたときは、左の場合を除いては、申請に係る工場又は事業場についてその申請者を登録し、且つ、その旨を告示しなければならない。

一、申請者がこの法律若しくは臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二号）又はこれらに基く命令その他経済統制に關する法令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないものであるとき。

二、申請者が第十一條の規定により登録の取消を受けた者であつて、その取消の日から二年を経過しないものであるとき。

三、申請者が法人である場合において、その法人の役員に前二號の一に掲げる事由のあるとき。

四、申請に係る工場又は事業場の施設が農林大臣の定める基準に達していないとき。

五、申請に係る工場又は事業場ごとの原料牛乳買受見込数量の月平均量の買受代金を滞滞なく支拂うことのできる見込がないとき。

六、申請者がその原料牛乳集乳予定地域で集乳することに因つて、現に当該地域で第九條の規定により原料牛乳を買ひ受けている他のれん粉乳製造業者又は飲用牛乳処理業者の工場又は事業場の製造又は処理設備の能力に対する集乳量の比率が百分の七十を下る虞があるとき。

3 農林大臣は、前項第四號の基準を定めようとするときは、略農産審議会の意見をきかなければならない。

（登録の取消）

第十一條 農林大臣は、左の場合においては、酪農審議会の意見をきいて、前條の規定による登録を取り消し、且つ、その旨を告示しなければならない。

一、前條第二項第一号から第五号までのいずれかの場合に該當するに至つたとき。

二、第十三條の規定に違反して原料牛乳を買ひ受けなかつたとき。

三、正当の理由がなく、登録をした日から一年以内に事業を開始せず、又は引き続き六箇月以上事業を休止したとき。

（原料牛乳の取引事項の届出）

第十二條 第十條第一項の規定により登録を受けたれん粉乳製造業者又は飲用牛乳処理業者は、第九條の規定により生産者又はその組織する団体から原料牛乳を買ひ受けようとするときは、左に掲げる事項を記載した届出書に相手方の承諾書を添附して、これをその取引に係る工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事を經由して、農林大臣に提出しなければならない。

一、取引の相手方
二、取引開始の時期及び取引の期間
三、取引見込数量
四、價格
五、代金支拂の方法及び時期
六、原料牛乳受渡の場所及び方法
七、その他取引に附帶して定めた事項がある場合にはその内容

2 前項の届出をした者が、届け出た事項を変更したときは、その変更した事項及び変更の理由を記載した届出書に相手方の承諾書を添附して、

前項の例により農林大臣に提出しなければならない。

3 農林大臣は、前二項の規定により届け出られた事項が左の各号の一に該當すると認めるときは、酪農審議会の意見をきいて、理由を附してその事項を変更すべきことを当該届出者及びその取引の相手方に命ずることができる。

一、法令に違反すること。
二、取引の相手方に不利益を不当に強制するものであること。
三、届出者が不当な利益をもつてその競争者の取引の相手方を自己と取引するように勧誘するものであること。

4 前項の規定により変更を命ぜられた者は、遅滞なく、その命ぜられたところに従ひ、当該変更を命ぜられた事項を変更して、連署の届出書を第一項の例により届出書を農林大臣に提出しなければならない。

5 第一項、第二項又は前項の規定により届出をした者は、その届け出た事項に反して取引をしてはならない。

（れん粉乳製造業者等の買受義務）
第十三條 第十條第一項の規定により登録を受けたれん粉乳製造業者又は飲用牛乳処理業者は、第九條の規定による生産者又はその組織する団体からの原料牛乳の賣渡の申込を拒んではならない。

第十四條 第十條第一項の規定により登録を受けたれん粉乳製造業者又は飲用牛乳処理業者は、第九條の規定により買ひ受けた原料牛乳をれん粉

乳の製造又は飲用牛乳の処理以外の用途に供してはならない。

但し、試験研究その他特別の事由がある場合において農林大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

(れん粉乳等の処分の制限)

第十五條 第十條第一項の規定により登録を受けたれん粉乳製造業者又は飲用牛乳処理業者が製造し、又は処理したれん粉乳又は飲用牛乳の処分については、臨時物資需給調整法第一條第一項の規定による命令の定めるところによる。

(事業の廃止の届出)

第十六條 第十條第一項の規定により登録を受けたれん粉乳製造業者又は飲用牛乳処理業者は、その事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を当該工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事を經由して、農林大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により事業場の廃止の届出があつたときは、第十條第一項の規定による登録は、その効力を失う。この場合には、農林大臣は、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

(れん粉乳の製造計画等の提出)

第十七條 農林大臣はれん粉乳又は飲用牛乳の供給を確保するため必要があると認めるときは、れん粉乳製造業者又は飲用牛乳処理業者に対し、原料牛乳の集荷計画及びれん粉乳の製造計画又は飲用牛乳の処理計画の提出を命ずることができる。

2 農林大臣は、れん粉乳又は飲用牛乳の供給を確保するため必要があると認めるときは、前項の規定により提出された原料牛乳の集荷計画及び

れん粉乳の製造計画又は飲用牛乳の処理計画その他必要な事項を勘案して、れん粉乳製造業者又は飲用牛乳処理業者に対してれん粉乳の製造又は飲用牛乳の処理に關し必要な事項を指示することができる。

(報告の徴収)

第十八條 農林大臣は、必要があると認めるときは、生産者若しくはその組織する団体、れん粉乳製造業者又は飲用牛乳処理業者に対し、原料牛乳の生産数量若しくはその取扱数量、れん粉乳の製造数量又は飲用牛乳の処理数量その他必要な事項の報告を命ずることができる。

(権限の委任)

第十九條 農林大臣は、特別の必要があると認めるときは、この法律に基く権限の一部を地方公共団体の長に委任することができる。

(特別市等の特例)

第二十條 この法律中都道府県又は都道府県知事に關する規定は、特別市にあつては特別市又は特別市の市長に、市町村又は市町村長に關する規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十五條第二項の市にあつては区又は区長に、特別市にあつては行政区又は行政区の区長に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合又は組合管理者に適用する。

(酪農業審議会)

第二十一條 この法律の他の規定によりその権限に属せしめられた事項その他酪農業に關する重要事項を調査審議するため、農林省に酪農業審議

会を置く。

2 酪農業審議会は、会長及び委員二十人以上で組織する。

3 酪農業審議会の会長は、農林大臣をもつて充てる。

4 酪農業審議会の委員は、関係各廳の職員及び学識経験のある者の中から、農林大臣が命じ、又は委嘱する。

(訴願)

第二十二條 この法律の規定による登録の取消その他の処分不服がある者は、当該処分を受けた日から三十日以内に農林大臣に訴願することができる。

2 農林大臣は、前項の規定による訴願があつたときは、訴願書を受領した日から三十日以内に、酪農業審議会の意見をきいて、これを裁決してなければならない。

(罰則)

第二十三條 左の各号の一に該當する者は、五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第十條第一項の規定による登録を受けないで、同項に規定するれん粉乳製造業者又は飲用牛乳処理業者を営んだ者

二 第十二條第五項の規定に違反して届出事項に反した取引をした者

三 第十三條の規定に違反して原料牛乳を買ひ受けなかつた者

四 第十四條の規定に違反して原料牛乳をれん粉乳の製造又は飲用牛乳の処理以外の用途に供した者

2 前項の罪を犯した者には、情狀により懲役及び罰金を併科することができる。

者は、三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第九條の規定に違反して原料牛乳を賣り渡さなかつた者

二 第十二條第一項、第二項若しくは第四項の規定による届出書の提出をせず、若しくは虚偽の届出書を提出し、又は同條第三項の規定による命令に違反した者

三 第十六條第一項の規定による届出書の提出をしなかつた者

四 第十八條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二十五條 左の各号の一に該當する者は、二万円以下の罰金に処する。

一 第七條第四項の規定による指示に違反した者

二 第十七條第一項の規定による計画の提出をせず、又は同條第二項の規定による指示に違反した者

第二十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

附則

1 この法律施行の期日は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内、各規定について政令で定める。

2 第十條第一項の規定施行の際、現に第三條の規定による酪農地域内に住所を有する生産者又はその組織する団体から原料牛乳を買ひ受け、れん粉乳の製造又は飲用牛乳の処理を業としてゐる者は、第十條第一項の規定にかかわらず、同項の規定施

行の日から三箇月を限り同項の登録を受けないでその業務を営むことができる。

3 この法律は、昭和二十六年三月三十一日限りその効力を失う。但し、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

4 食糧確保臨時措置法の一部を次のように改正する。

第一條中「主要食糧農産物」を、主要食糧農産物及び原料牛乳に改める。

第二條を次のように改める。

(定義)

第二條 この法律において「主要食糧農産物」とは、米、大麦、はだか麦、小麦、甘しよ、馬鈴しよ及び雜穀をいい「原料牛乳」とは、加工又は処理を施さない搾乳したままの牛乳をいう。

2 この法律において「農業計画」とは、主要食糧農産物若しくは原料牛乳の生産数量、生産者保有数量若しくは供出数量(代替供出の範囲及び比率を含む)、飼料作物の生産数量又はこれらの生産に必要な肥料、飼料(農林大臣の指定する飼料作物の種子を含む。以下同じ)、農薬若しくは農機具等の配給数量について行政廳の定める計画をいう。

3 この法律において「生産者」とは、主要食糧農産物の生産を行う者又は農林大臣が酪農業振興臨時措置法(昭和二十四年法律第 号)第三條の規定により指定した地域において原料牛乳の生産を行う者であり、第三條第一項中「馬鈴しよ又は農林大

臣の指定する雑穀」を「馬鈴しょ、原料牛乳又は農林大臣の指定する雑穀若しくは飼料作物」に改める。

第四條第三項中「前條第一項に規定する雑穀以外の雑穀」を「前條第一項に規定する雑穀又は飼料作物以外の雑穀又は飼料作物」に改める。

第五條第二項第六号の次に左の三号を加える。

七 当該生産者が原料牛乳の生産に關して有する計画

八 当該生産者が飼養する乳牛のひ乳能力その他飼養管理の状況

九 当該生産者が放牧採草地の利用に關して有する計画

第七條第四項中「肥料、」を「肥料、飼料」に改める。

第八條第二項中「主要食糧農産物」を「主要食糧農産物若しくは原料牛乳」に、「作況」を「作況又は原料牛乳の生産状況」に改める。

第八條の二に次の一項を加える。

2 第七條第一項の規定による指示を受けた原料牛乳の生産者が、当該農業計画において定められた原料牛乳の供出数量（前條第二項又は第四項において準用する第七條第一項の規定による変更の指示があつた場合において、その変更後における供出数量）をこえて原料牛乳を酪農業者と臨時措置法第九條第一項に規定する者に賣渡したときは、そのこえる分については、農林大臣は、別に定める換算率により算出した数量に相当する数量の飼料を配給しなければならない。

第九條中「生産数量」を「主要食糧農産物の生産数量」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第十條中「主要食糧農産物」を「主要食糧農産物又は原料牛乳」に改める。

第十一條 第二項中「主要食糧農産物」を「主要食糧農産物若しくは原料牛乳」に改める。

第十四條第一項中「耕作の業務を営む者」の下に「及び原料牛乳の生産者」を加える。

第二十八條第一項中「收穫の実績」の下に「並びに乳牛の頭数、ひ乳量その他の飼養管理の状況」を加える。

第三十四條第一項の表中上欄の「中央農業調整審議会」の次に「酪農業審議会」を、下欄のその該当部分に「酪農業の振興その他酪農業振興臨時措置法（昭和二十四年法律第...）の施行に關する重要事項を調査審議すること」を加える。

五月二十日本委員会に左の事件を付託された。

一、農業災害補償法の一部を改正する

第九條の二 市町村農業調整委員會は、第七條第一項の規定による指示を受けた者が、その責に擔すべき事由に因りその指示に係る農業計画において定められた原料牛乳の生産數量を確保できる見込がないと認めるときは、その指示に係る農業計画において定められた飼料作物の生産數量の削減、又は同條第四項の規定により割り当てられた飼料の配給數量の削減を市町村長に請求することができる。

第十條第一項中「主要食糧農産物」を「主要食糧農産物又は原料牛乳」に改める。

第十一條 第二項中「主要食糧農産物」を「主要食糧農産物若しくは原料牛乳」に改める。

第十四條第一項中「耕作の業務を営む者」の下に「及び原料牛乳の生産者」を加える。

第二十八條第一項中「收穫の実績」の下に「並びに乳牛の頭数、ひ乳量その他の飼養管理の状況」を加える。

第三十四條第一項の表中上欄の「中央農業調整審議会」の次に「酪農業審議会」を、下欄のその該当部分に「酪農業の振興その他酪農業振興臨時措置法（昭和二十四年法律第...）の施行に關する重要事項を調査審議すること」を加える。

五月二十日本委員会に左の事件を付託された。

一、農業災害補償法の一部を改正する

法律案（案）

農業災害補償法の一部を改正する法律案

農業災害補償法の一部を改正する法律（案）

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第二條から第四條まで、第五條第二項、第十三條第二項、第十五條第二項、第十六條第二項、第二十條、第八十二條第一項、第九十一條、第四章題名、第二百一十一條から第二百二十四條まで、第二百二十五條第一項、第二百二十六條から第三百三十條まで、第三百三十一條第一項、第三百三十二條から第三百三十四條まで、第三百三十八條から第三百四十一條まで、第三百五十三條第二項及び第三百五十六條中「農業共済保險組合」を「農業共済組合連合會」に、第六十七條第二項中「農業共済保險組合登記簿」を「農業共済組合連合會登記簿」に改める。

第十五條第一項に次の一号を加える。

三 第八十三條第一項第四号の任意共済事業を行う農業共済組合にあつては、当該農業共済組合の区域内に住所を有し、当該共済事業の共済目的である農作物の耕作の業務を営む者又は当該共済事業の共済目的である農産物、建物若しくは農機具等を所有する者で農業を営むもの

第十六條第三項中「前條第一項第二号のみに該当する者」を「組合員たる資格を有する者で前條第一項第一号に該当しないもの」に改める。

第十九條第二項中「第十五号第一項第二号のみに該当するもの」を「第一

十五條第一項第一号に該当しないもの」に改める。

第二十條中「第十五條第一項第一号又は第二号」を「第十五條第一項各号」に改める。

第三十條第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 共済事業又は保險事業の種類

第三十條第二項を第三項とし、第二項として次の一項を加える。

農業共済組合の定款には、前項の事項の外、総代会を設ける場合には、総代の定数及び選挙に關する規定を記載しなければならない。

第三十五條に次の一項を加える。

理事は、必要があると認めるときは、何時でも臨時総会又は総代会を招集することができる。

第三十六條に次の後段を加える。

総代が総代定数の五分の一以上の同意を得て、會議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総代会の招集を請求したときも、また同様とする。

第三十七條、第三十九條第一項及び第八十一條中「総会」の下に「又は総代会」を加え、第三十七條及び第三十八條第三項中「総会招集」を「総会又は総代会の招集」に改める。

第四十二條中「第五十九條及び第六十一條第一項」を「第五十九條及び第六十一條第一項中「裁判所」とあるのは、「行政廳」とを「民法第五十三條及び第五十五條中「総会」とあるのは「総会又は総代会」と、同法第五十六條中「裁判所」とあるのは「行政廳」と」に改める。

第四十五條の次に次の一條を加える

第四十五條の二 農業共済組合は、定款の定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。但し、左の場合には、総代会は、総会に代ることができない。

一 役員又は総代の選挙

二 清算人又は合併に因る農業共済組合の設立委員の選任

三 定款の変更（第三十條第一項第六号又は第七号に掲げる事項についての変更を除く）、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、不足金処理案、合併及び解散の議決並びに第三百一十一條の議決

四 解散に因る財産処分の方法又は決算報告書の承認

総代の定数は、三十人以上でなければならない。

総代は、農業共済組合の組合員でなければならない。

総代会には、第四十三條第二項及び第四十四條並びに民法第六十四條及び第六十六條の規定を、総代には、第三十一條第三項乃至第五項、第三十二條及び第四十一條の規定を準用する。この場合において、民法第六十四條中「第六十二條」とあるのは、「農業災害補償法第三十八條第三項」と読み替へるものとする。

第八十三條第一項に次の一号を加える

四 任意共済

第八十四條に次の一項を加える。

農業共済組合は、任意共済にあつては、第一項第一号に掲げる食糧農作物以外の農作物、農産物、建物、農機具その他命令で定める物につい

て生じた損害又は家畜の輸送中に生じた損害について、組合員に対し共済金を交付するものとする。

第八十五條に次の一項を加え、同條第一項中「第八十三條」を「第八十三條第一項第一号乃至第三号」に改める。

農業共済組合は、その所属する農業共済組合連合会が第百二十一條第二項の規定により保険事業を行う場合に限り、当該農業共済組合連合会の承認を経て、第八十三條第一項第四号に掲げる共済事業を行うことができる。

第九十三條第二項中「家畜共済」を「家畜共済又は任意共済」に改める。

第百十一條を第百十二條の二とし、同條の前に次の一條を加える。

第百十一條 第十六條第一項の規定による組合員は、總會においてその旨の議決をしたときは、命令で定める場合を除き、その所有又は管理する出生後第五月の月の末日を経過し十二歳以下の牛及び明け二歳以上明け十六歳以下の馬を当該農業共済組合の死亡雇用共済に付さなければならぬ。

第百十四條を次のように改める。

第百十四條 家畜共済の共済金額は、左の金額とする。

一 死亡雇用共済にあつては、定款で定める共済掛金に對應する金額を最低の額とし、家畜の價格の百分の八十に相當する金額を最高の額として定款で定める額

二 疾病傷害共済にあつては、主務大臣の定める額を超えない範圍内において定款で定める額

三 生産共済にあつては、胎児については母畜の價格の百分の十六に相當する金額の範圍内において定款で定める額、出生した牛及び馬については生後満一箇月までは胎児の共済金額と同額とし、生後一箇月を加えることにその額にその百分の十五を加えた額

前項第一号の最低の額に對應する共済掛金の額は、主務大臣が定める。

第百二十條の次に次の一節を加える。

第四節 任意共済

第百二十條の二 主務大臣は、必要があるとき、任意共済の共済金額について、その最高額を定めることができる。この場合には、任意共済の共済金額は、当該金額を超えてはならない。

第百二十條の三 任意共済には、第百十一條の二並びに商法第六百三十一條、第六百三十七條、第六百三十九條乃至第六百四十一條、第六百四十四條、第六百四十五條、第六百四十九條及び第六百六十二條の規定を準用する。

第百二十一條中「農業共済組合」の下に「第八十三條第一項第一号乃至第三号に掲げる」を加え、同條に次の二項を加える。

農業共済組合連合会は、前項の規定による目的の外、組合員たる農業共済組合が第八十三條第一項第四号に掲げる共済事業に因つてその組合員に対して負う共済責任を相互に保険することを目的とすることができ、主務大臣は、前項の規定により保

險事業を行う農業共済組合連合会に對して、当該事業について監督上必要な事項を指示することができる。

第百二十三條第一項に次の一號を加える。

三 任意共済にあつては、その共済金額の百分の九十以上で定款で定める金額

第百二十五條第一項に次の一號を加える。

三 任意共済にあつては、組合員が支拂うべき共済金に、共済金額に對する保険金額の割合を乗じて得た金額

第百三十二條の次に次の一條を加える。

第百三十二條の二 農業共済組合連合会は、第百二十一條の規定による保險事業の外、總會の議決を経て、所屬農業共済組合又は当該農業共済組合連合会の区域内に住所を有する農業協同組合若しくは農業協同組合連合会から共済掛金の支拂を受け、第八十四條第三項に掲げる損害と同種の損害について、共済金を交付する事業を行うことができる。

第百二十條の三及び第百二十一條第三項の規定は、前項の事業に準用する。

第百三十三條中「保險事業」を「農作物共済、養蠶共済及び家畜共済に係る保險事業」に改める。

第百三十四條中「保險關係」を「前條の保險關係」に改める。

第百四十七條第五号中「第三十五條」を「第三十五條第一項」に改め、同條第七号中「第四十一條第四項」の下に「(第四十五條の二第四項において準用する場合を含む。)」を加える。

附則

1 この法律中第百十一條の規定は、昭和二十四年八月一日から、その他の規定は、公布の日から施行する。

2 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「農業共済保險組合」を「農業共済組合連合会」に改める。

3 地方税法(昭和二十三年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第十三條第十五号中「農業共済保險組合」を「農業共済組合連合会」に改める。

4 第百六條の規定により主務大臣が定める農作物共済及び養蠶共済の共済金額の基準額は、同條の規定にかかわらず、當分の間、最高額と最低額に代えて一律にその額を定めることができる。

5 この法律施行の際現に存する農業共済保險組合の名稱中「農業共済保險組合」とあるのは、この法律施行の際「農業共済組合連合会」と改められたものとみなす。

6 前項の農業共済組合連合会は、農業災害補償法第六十二條の規定に基づき、名稱変更の登記をしなければならない。

同日日本委員會に左の事件を付託された。

一、競馬法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は四月二十八日)

一、特殊勝馬投票券に関する法律案(予備審査のための付託は五月二日)

一、食糧管理法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は四月二十五日)

同日日本委員會に左の事件を付託された。

一、水田單作地帯の諸施策に関する請願(第千六百九十九号)

一、縣單位農業協同組合連合会統合に関する請願(第千八百四十四号)

一、農業災害補償法の強化拡充に関する請願(第千九十八号)

一、東北信越地方の土地改良、耕地災害復旧事業費國庫補助復活に関する請願(第千三百三十三号)

一、農業災害補償法の強化拡充に関する請願(第千六百九十九号)

一、農業災害補償法の強化拡充に関する請願(第千二百二十号)

一、東北七縣の農家負担軽減等に関する請願(第千二百一十一号)

第千六百九十九号 昭和二十四年五月九日受理

水田單作地帯の諸施策に関する請願 請願者 宮城縣仙台市宮城縣廳 內宮城縣農業共済保險組合長 小野村誠壽

紹介議員 北村 一男君

農業災害補償法は、水田單作地帯農家にとつて不合理な点があるから、(一)單作地帯の農作物共済金の最高限度を反當收量八十パーセント以上とすること、(二)單作地帯の事故限額率を現行の三割以上を一割以上に改めること、(三)單作地帯の農業者の生産する主要食糧の政府買上價格を特別價格とすること、その他農業災害補償法による營農上完全なる安定補償制度とする措置をすみやかに講ぜられたいとの請願。

第千八十四号 昭和二十四年五月十日受理

縣單位農業協同組合連合会統合に関する請願

請願者

長野縣南高來郡山田村

甲三二大久保重治外三十五名

紹介議員 藤野 繁雄君

長崎縣における縣單位農業協同組合連合会は、現在信用、販賣その他の連合会が設立されているが、町村農業協同組合から各連合会の事業実施状況をみると、單位農業協同組合の業務も複雑を呈し、経費負担も増加して経営難を招来しつつある。一面、各連合会の統合によつては資金の強化と経費の節減と相まつて、強大円滑な運営ができると思料されるから、この際縣單位農業協同組合連合会統合に関する行政措置を講ぜられたいとの請願。

第千九十八号 昭和二十四年五月十一日受理

農業災害補償法の強化拡充に関する請願

一日受理

請願者 愛知縣渥美郡田原町愛知縣農業共済保險組合渥美支部

内 金原金太

紹介議員 山田 卓郎君 山田 良夫君

佐一君 栗山 良夫君

農業災害補償法は公布以來既に十年有余を経たが、その内容に多くの改善を必要とし、充分にその機能を發揮してないから、農業経営の安定と食糧増産の見地より本制度を一層拡充強化して農業災害に対処せしめるため、(一)農業負担の軽減、(二)共済目的及び共済事故の拡充、(三)標準被害率の引下げ、(四)家畜共済の強化、(五)農業災害金融機關の確立、(六)災害の予防防

止の強化等の基本的措置をすみやかに講ぜられたいとの請願。

第千百三十三号 昭和二十四年五月十一日受理

日受理

東北信越地方の土地改良、耕地災害復旧兩事業費國庫補助復活に関する請願

請願者 長野縣會議長 片桐知

從外七名

紹介議員 油井賢太郎君

主要食糧の増産は、民生安定の根底をなすものであり、土地改良および耕地の各種災害復旧事業は、その先決要件であるから、現在少額に過ぎる東北および信越地方各縣下の兩事業費に對し國庫補助を復活せられるとともに、農民課税の適正化、國有林の解放、農業技術の改善等を図られたいとの請願。

第千百十九号 昭和二十四年五月十三日受理

農業災害補償法の強化拡充に関する請願

三日受理

請願者 愛知縣丹羽郡布袋町愛知縣農業共済保險組合丹羽支部

内 安藤信太郎

紹介議員 山田 佐二君

この請願の趣旨は、第千九十九号と同じである。

第千二百二十号 昭和二十四年五月十四日受理

農業災害補償法の強化拡充に関する請願

四日受理

請願者 佐賀縣廳内佐賀縣農業共済保險組合長 西岡勝次外七名

紹介議員 深川栄左エ門君

この請願の趣旨は、第千九十八号と同じである。

第千二百二十一号 昭和二十四年五月十四日受理

東北七縣の農家負担軽減等に関する請願

請願者

宮城縣仙台市宮城縣廳内農業調整委員會東北地区協議会内 佐々木家壽治

紹介議員 高橋 啓君

東北各縣および新潟縣下農村の食糧増産と、農村民の負担軽減を図るために、農業所得税の軽減、供出および報奨制度の改善、営農資金の円滑な運用、土地改良事業の助成および農業調整委員會会経費の國庫負担額増額等の措置を講ぜられたいとの請願。

昭和二十四年六月七日印刷

昭和二十四年六月八日發行

参議院事務局

印刷者 印刷局